

答 申 第 1 6 号

平成 23 年 12 月 7 日

兵庫県教育委員会

委員長 西 村 亮 一 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 山 下 淳

保有個人情報の不訂正決定及び訂正決定並びに利用不停止決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 22 年 10 月 22 日付け諮問第 12 号及び同月 27 日付け諮問第 13 号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

異議申立人からの兵庫県教育委員会への申し入れ対応記録

(別紙)

答 申

第1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報の不
訂正決定処分及び訂正決定処分並びに利用不停止決定処分は、いずれも妥当
である。

第2 諮問の経緯

1 保有個人情報の開示決定等

(1) 開示請求

異議申立人は、平成22年3月9日付けで、個人情報の保護に関する条
例（平成8年兵庫県条例第24号、以下「条例」という。）第14条の規定
により、実施機関に対して、保有個人情報の開示を請求（以下「本件開
示請求」という。）した。

(2) 開示決定

平成22年3月26日、実施機関は、本件開示請求に対し、部分開示す
ることを決定し、異議申立人に部分開示決定通知書を送付した。

開示の対象となった公文書は、以下のとおり分類される。

ア 申し入れの対応記録

平成19年10月26日以降の異議申立人、その代理人からの実施機
関への申し入れ内容及びこれらに対し実施機関が行った対応内容を
要約し、表形式にして時系列で整理した文書（以下「対象公文書1」
という。）

イ A課に提出された申入書等

平成21年11月18日以前に、異議申立人及びその代理人から兵庫
県教育委員会事務局A課（以下「A課」という。）に提出された申入
書、メール記録等

ウ B課に提出された資料等

平成21年11月19日以降、異議申立人から兵庫県教育委員会事務
局B課（以下「B課」という。）に提出された資料及び申入書等（以
下「対象公文書2」という。）

エ 回答書等

実施機関が作成し、異議申立人及びその代理人に送付した回答書、
メール記録等

(3) 開示実施

平成 22 年 4 月 12 日、異議申立人は、部分開示決定された公文書の開示を受けた。

2 保有個人情報の不訂正決定及び訂正決定に係る諮問の経緯

(1) 訂正請求

異議申立人は、平成 22 年 4 月 19 日付け、同月 21 日付け及び同年 5 月 2 日付けで、条例第 28 条の規定により、対象公文書 1 について、実施機関に対して訂正を請求した（以下、それぞれ「第 1 次請求」、「第 2 次請求」、「第 3 次請求」という。また、合わせて「本件訂正請求」という。）。

訂正請求の対象は、第 1 次請求が 26 項目、第 2 次請求が 2 項目、第 3 次請求が 1 項目であった。

(2) 不訂正決定及び訂正決定

平成 22 年 5 月 18 日、実施機関は、第 1 次請求中 2 項目について、訂正決定を、第 1 次請求のその他の項目及び第 2 次請求について不訂正決定を行い、異議申立人に訂正決定通知書及び不訂正決定通知書を送付した。

同年 6 月 3 日、実施機関は、第 3 次請求について不訂正決定を行い、異議申立人に不訂正決定通知書を送付した。

(3) 異議申立て

異議申立人は、平成 22 年 7 月 12 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、上記(2)の不訂正決定処分及び訂正決定処分（以下、合わせて「本件不訂正決定等処分」という。）を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

(4) 諮問

平成 22 年 10 月 22 日、実施機関は、条例第 42 条の規定により、兵庫県個人情報保護審議会（現情報公開・個人情報保護審議会。以下「審議会」という。）に対して、上記(3)の異議申立てに対する決定について諮問した。

3 保有個人情報の利用不停止決定に係る諮問の経緯

(1) 利用停止請求

異議申立人は、平成 22 年 7 月 2 日付けで、条例第 36 条の規定により、対象公文書 2 のコピーの停止及び消去を求めて、利用停止請求を行った。

(2) 利用不停止決定

平成 22 年 8 月 3 日、実施機関は、利用不停止決定（以下「本件利用不停止決定処分」という。）を行い、異議申立人に利用不停止決定通知書を送付した。

(3) 異議申立て

異議申立人は、平成 22 年 9 月 2 日付けで、行政不服審査法第 6 条の規定により、本件利用不停止決定処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

(4) 諮問

平成 22 年 10 月 27 日、実施機関は、条例第 42 条の規定により、審議会に対して、上記(3)の異議申立てに対する決定について諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 本件不訂正決定等処分について

(1) 異議申立ての趣旨

本件不訂正決定等処分を取り消し、訂正請求どおりに訂正するよう求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭で述べた異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

ア 異議申立人は、実施機関に所属する特定の職員（以下「当該職員」という。）の非違行為について、実施機関に申し入れを行ってきた。対象公文書 1 は、実施機関が申し入れとその対応を記録したものである。

イ 対象公文書 1 は、実施機関に記録として保管されるものであるため、誰が見ても事実の概要が的確に分かるように記載されていなければならない。しかし、当該職員の非違行為や当該職員に対する実施機関の事情聴取、指導等の詳細が記載されておらず、事実が歪められ、申し入れの要約も不正確であるなど、その内容は実施機関寄りに偏り、公正さに欠けるものである。

よって、本件不訂正等決定処分は取り消されるべきである。

2 本件利用不停止決定処分について

(1) 異議申立ての趣旨

本件利用不停止決定処分を取り消し、A 課が保有する対象公文書 2 のコピーを消去するよう求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭で述べた異議申立ての理由は、次のとおり要約される。

ア 異議申立人は、上記 1 (2)アで述べたとおり、当該職員の非違行為について申し入れを行ってきた。当初の窓口はA課であったが、適切な対応がされなかったため、平成 21 年 11 月 19 日、B 課に対し、当該職員の処分要請も含め陳情を行うとともに、当該職員の非違行為の証拠資料を提出し、今後、提出資料については、当該職員の所属するA課へは渡らないように慎重に取り扱うよう要請した。

イ 異議申立人は、申し入れに関する記録の開示を求めて保有個人情報開示請求を行い、部分開示決定を受けた。A 課により開示を受けた公文書を閲覧したところ、A 課へは渡らないよう要請した対象公文書 2 を含め全てコピーされていた。

ウ 保有個人情報の開示に当たってコピーをとる必要はない。また、実施機関内で、個人情報をコピーとしていくつも存在させる必要はない。

対象公文書 2 のコピーが作成され利用されていることは、個人情報の利用を制限した条例第 7 条に違反する。

エ なお、実施機関は保有個人情報開示請求に対応するためにB課がA課にコピーを提供することは条例第 7 条に違反しないと主張するが、B 課は単独でその保有個人情報を開示するか否かを決する権限があり、上記アのような状況の中で、対象公文書 2 のコピーをA課に提供する必要性はない。

オ また、A 課がB 課から対象公文書 2 のコピーを収集したことは条例第 6 条に違反し、B 課が異議申立人との約束を無視して対象公文書 2 のコピーをA課に提供したことは条例第 10 条に違反する。さらに、以上のことは実施機関の責務を定めた条例第 3 条にも違反する。

カ 以上のことから、本件利用不停止決定処分は取り消されるべきである。

第 4 実施機関の説明の要旨

実施機関が意見書及び口頭による理由説明において述べた不訂正決定及び利用不停止決定の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件不訂正決定等処分について

(1) 対象公文書 1 の作成に至る経緯

実施機関は、異議申立人及び代理人が送付又は持参した申入書やメール、実施機関が回答した文書やメール等を時系列で整理するとともに、

それぞれの内容について必要な程度に要約した対象公文書1を作成し、更新してきた。

(2) 不訂正決定の理由

異議申立人は29項目の訂正を求めているが、うち2項目については訂正した。残りについては、客観的な事実の誤りを確認できないか、対応記録という文書の作成目的に必要な程度に要約又は記載されており、いずれも訂正する必要はない。

なお、異議申立人は、対象公文書1について、内容が実施機関寄りに偏っている、公正さに欠けるなどとして訂正するよう主張しているが、県民等に対する対応をどの程度まで記録すべきかについては定めがなく、実施機関の裁量に委ねられており、異議申立人の主張は不当なものである。

(3) 結論

以上のとおり、本件不訂正決定等処分は妥当なものである。

2 本件利用不停止決定処分について

(1) 経緯等

ア B課は、異議申立人の申し入れに対応するため、対象公文書2を収集した。

イ A課は、本件開示請求に係る開示決定の内部決裁のため、対象公文書2についてB課からコピーの提供を受け、決裁文書の一部とした。

ウ なお、A課は、異議申立人に対する開示の実施の際に、当該コピーを閲覧に供した。

(2) 利用不停止決定の理由

対象公文書2の個人情報が入ったB課からA課に提供されたことについては、「異議申立人の申し入れに対応するため」という個人情報の収集の目的以外の目的のための提供であるが、これは保有個人情報開示請求に対応するためであって、条例第7条第2号の「法令等に定めがあるとき」に該当する。

よって、条例第7条に違反した個人情報の取扱いは認められない。

(3) 異議申立人のその他の申立事項について

ア 実施機関（B課・A課）は、上記(1)ア、イで述べたとおり、必要な範囲で、適法かつ公正な手段により、対象公文書2やそのコピーを収集したものであり、条例第6条に違反していない。

イ 実施機関は、収集した対象公文書2を施錠可能な保管庫において保

管し、閲覧する職員も限定するなど、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じており、条例第 10 条に違反していない。

ウ 実施機関は、以上のとおり、実施機関としての責務を果たしており、条例第 3 条に違反していない。

(4) 結論

以上のとおり、本件利用不停止決定処分は妥当なものである。

第 5 審議会の判断

審議会は、異議申立人の主張、実施機関の説明及び審議会に提示された資料等を精査した結果、次のように判断する。

1 本件不訂正決定等処分について

(1) 保有個人情報の訂正請求制度

条例第 28 条は、何人も、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができる」と規定している。

「事実でない」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、学歴、家族構成等の客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがあることをいうのであって、客観的な正誤の判定になじまない事項については、「事実でない」場合には該当しないものである。

(2) 本件訂正請求について

本件訂正請求は、対象公文書 1 の記載内容に関するもので、合計 29 項目に上る。

審議会において、これら訂正項目の内容、理由を精査したところ、そのいずれもが、表現が不相当である、記載内容が不十分である、あるいは要約の仕方が不正確であるなど、異議申立人の主張するところの公正、詳細な記載に、記載内容の訂正を求めるものであると認められた。

さらに、審議会において、対象公文書 1 及び 2 ほか、本件開示請求の対象となった書面・資料を検分したが、対象公文書 1 の記載内容が客観的事実に反するということは確認できなかった。なお、異議申立人は、記載内容は事実を歪めているとも主張するが、何が事実であるかを判定することは審議会の職責ではない。

(1)に記載したように条例第 28 条の個人情報の訂正請求は、保有個人情報の内容が客観的事実に反する場合に認められるものであり、異議申立人の訂正請求は、客観的事実の訂正を求めるものでないことから、条

例の訂正請求制度になじまないものであるといわざるを得ず、条例第30条にいう実施機関の訂正義務はないものと判断される。

2 本件利用不停止決定処分について

(1) 保有個人情報の利用停止請求制度

条例第36条第1項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が条例第6条に反して収集されたものであるときや、条例第7条に反して利用又は提供されているときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止を請求することができることとされている。

なお、条例第6条は、個人情報を収集するときは原則として本人から収集すべきことを規定している。

また、条例第7条においては、収集した個人情報を収集目的以外に利用したり実施機関以外の者に提供することを原則として禁止しているが、同条第1号により、保有個人情報を本人に提供するときは、「この限りでない」ことが規定されている。本人に提供するために保有個人情報を利用することは、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないためである。

(2) 本件利用停止請求について

本件は、異議申立人が実施機関に提出した保有個人情報を、実施機関が条例の開示請求手続に基づき、本人に閲覧させたものであり、その収集・利用・提供において、当該保有個人情報の利用停止をしなければならぬような条例第6条及び第7条の違反は認められず、実施機関には条例第38条にいう利用停止義務はないものと判断する。

(3) 個人情報の適正な取扱いについて

ア 利用停止請求に係る判断は以上のとおりであるが、異議申立人は、開示請求手続においては、対象公文書2のコピーを作成する必要はない、A課に渡さないことを条件にB課に提出した対象公文書2について、そのコピーをA課に提供し、同課が取得、利用したことは条例に反し違法であると主張しているので、以下、この点について、当審議会の意見を述べる。

イ 実施機関の保有個人情報開示請求の事務処理においては、不開示情報の有無の審査に加え、どの公文書を特定したか、どの部分を不開示としたかという記録を後に残すために、内部の意思決定文書（決裁書）には、対象公文書のコピーを添付することが一般的である。

特に、本件のような申し入れ対応記録など対象公文書が随時、追加・

更新されるものについては、全部公開の場合でも、開示決定で特定した公文書のコピーを添付しなければ、どの公文書を開示したのか不明となるおそれがある。

また、開示請求の対象となる保有個人情報複数の課室に分かれて保有されている場合は、いずれかの課室がまとめて開示のための事務を行うことが通常であり、合理的と考えられる。

以上のことから、開示請求事務のため、公文書をコピーすることや、実施機関内の複数課で公文書を利用することは、条例で許された範囲の適正な事務処理であると認められる。

ウ しかし、本件事例の場合、対象公文書2は、異議申立人が当該職員の目に触れることを恐れて、当該職員の在籍するA課には渡さないよう要請した上、B課に提出したものである。

このような事情を考慮すれば、平成21年11月19日以降、異議申立人の申し入れ対応窓口となっているB課が本件開示請求の事務処理を担当すべきであり、A課が対象公文書2のコピーをB課から入手し、本件開示請求に対する事務を行ったことは、個人情報の取扱いという点では慎重さに欠けていたといわざるを得ない。

実施機関においては、A課で保存している対象公文書2のコピーが含まれた平成22年3月26日付け部分開示決定に係る決裁書をB課に引き継ぎ、今後、B課で保存管理するとともに、今後の個人情報の取扱事務の処理についても、慎重に対応するよう望むものである。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 22 年 10 月 22 日	・ 諮問書の受領（諮問第 12 号）
平成 22 年 10 月 27 日	・ 諮問書の受領（諮問第 13 号）
平成 22 年 11 月 26 日	・ 諮問庁から意見書を受領（諮問第 12 号）
平成 22 年 12 月 9 日	・ 異議申立人から意見書を受領（諮問第 12 号）
平成 22 年 12 月 21 日	・ 諮問庁から意見書を受領（諮問第 13 号）
平成 23 年 1 月 11 日	・ 異議申立人から意見書を受領（諮問第 13 号）
平成 23 年 6 月 6 日 第 1 部会（第 6 回）	・ 実施機関の職員から意見聴取 ・ 審議
平成 23 年 7 月 29 日	・ 異議申立人から意見書を受領
平成 23 年 8 月 9 日 第 1 部会（第 7 回）	・ 異議申立人から意見聴取 ・ 審議
平成 23 年 10 月 27 日 第 1 部会（第 8 回）	・ 審議
平成 23 年 11 月 30 日 第 1 部会（第 9 回）	・ 審議
平成 23 年 12 月 7 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 山 下 淳

委 員 井 上 典 之

委 員 江 口 秀 孝（平成 23 年 6 月 6 日の審議まで）

委 員 山 下 和 良（平成 23 年 8 月 9 日の審議から）

委 員 山 添 令 子